附則第百二十八条の二中「第八十六条の五第十一項」を「第八十六条の五第十三項」に、「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に、「三十五年改正規定」を「五年改正規定」に、「第八十六条の五第十二項」を「第八十六条の五第十四項」に改める。

附則第百五十三条中「平成三十五年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に改める。

附則第百六十条中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

（平成二十九年所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第二十九条　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第八号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第九号中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改める。

附則第七条第二項中「平成三十一年」を「令和元年（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間をいう。附則第五十八条第二項並びに第百二十三条第四項及び第五項において同じ。）」に改める。

附則第三十一条第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第三十三条中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改める。

附則第三十四条中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十八年九月三十日」を「令和八年九月三十日」に改める。

附則第三十五条第三項中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改める。

附則第三十六条第一項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十五年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に改め、同条第四項中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改める。

附則第三十七条第一項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「（同法）」を「（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第四十八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第八条の規定による改正前の酒税法）」に、「係る同法」を「係る酒税法」に改め、同条第二項中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改め、同条第三項中「平成三十八年十月一日」を「令和八年十月一日」に改める。

附則第三十八条第一項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第二項中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改め、同条第三項中「平成三十八年十月一日」を「令和八年十月一日」に改める。

附則第三十九条第一項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改め、同条第四項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第六項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改め、同条第七項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第十四項中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改め、同条第十五項中「平成三十五年十月三十一日」を「令和五年十月三十一日」に改め、同条第十七項中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改め、同条第十九項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に、「平成三十五年十月三十一日」を「令和五年十月三十一日」に、「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「平成三十六年四月一日」を「令和六年四月一日」に改め、同条第二十項中「平成三十八年十一月二日」を「令和八年十一月二日」に改め、同条第二十一項中「平成三十八年十月一日」を「令和八年十月一日」に改め、同条第二十二項中「平成三十八年十一月二日」を「令和八年十一月二日」に、「平成三十八年十一月二日」を「令和八年十一月二日」に、「平成三十八年十月一日」を「令和八年十月一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第五十一条第十六項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改め、同条第十八項中「平成三十二年九月三十日」を「令和二年九月三十日」に改める。

附則第五十八条第二項中「平成三十一年」を「令和元年」に、「新租税特別措置法第四十一条の十七の二第三項」を「租税特別措置法第四十一条の十七第三項」に、「新所得税法第百二十条第四項」を「所得税法第百二十条第四項」に、「記載した新所得税法」を「記載した同法」に、「新租税特別措置法第四十一条の十七の二第一項」を「租税特別措置法第四十一条の十七第一項」に、「新所得税法第百二十条第五項」を「所得税法第百二十条第五項」に改める。

附則第六十八条中「同条第三項中」の下に「（（連結事業年度）とあるのは（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。）と」を加え、「、第六項及び第十項」を「中「第六十八条の四十三の三第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十三の三第一項」と、同条第六項中「第六十八条の四十三の三第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十三の三第一項」と、「が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（とあるのは」について、法人税法第六十四条の十第四項から第六項までの規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失った場合で、かつ、当該法人が」と、「により、当該」とあるのは「により、その効力を失った日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失った日）を含む」と、「場合を含む。）」とあるのは「場合に」と、同条第十項」に改める。

附則第六十九条第九項中「から旧租税特別措置法第六十五条の八第一項、第四項から第九項まで及び第十一項から第十九項まで並びに第六十五条の九」に、「同条第四項中「おいて」を「同条第四項中「連結事業年度において」に、「とあるのは「おいて」を「とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条及び次条において「連結事業年度」という。）において」に改め、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に、「から第六十五条の九まで」を「、第六十五条の八第一項、第四項から第九項まで及び第十一項から第十九項まで並びに第六十五条の九」に、「同条第四項中「おいて第六十八条の七十八第一項」とあるのは「おいて」を「同条第四項中「連結事業年度において第六十八条の七十八第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条及び次条において「連結事業年度」という。）において」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法（以下この項において「旧効力措置法」という。）第六十五条の八第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた附則第八十四条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人、同法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算法人（同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）に該当することとなった場合において、同法第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度終了の時に旧効力措置法第六十五条の八第四項第一号に規定する特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該通算開始直前事業年度、当該通算加入直前事業年度又は当該通算終了直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。